





















# ナイカルバジン(NICARBAZIN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												サケ目魚類												
豚の腎臓												ウナギ目魚類												
その他の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												その他の魚類												
												十脚目甲殻類												
												その他の甲殻類												
												貝類												
												その他の魚介類												
牛の食用部分												その他の動物												
豚の食用部分												はちみつ												
その他の陸棲哺乳類の食用部分												その他のスパイス類												
												その他のハーブ類												
乳																								
鶏の筋肉	0.2	現行	0.2																					
その他の家禽の筋肉	0.5	海外					5				0.5	6.6												
鶏の脂肪	0.2	現行	0.2																					
その他の家禽の脂肪	0.5	海外									0.5	5												
鶏の肝臓	0.2	現行	0.2																					
その他の家禽の肝臓	0.5	海外					20				0.5	6.6												
鶏の腎臓	0.2	現行	0.2																					
その他の家禽の腎臓	0.5	海外					20				0.5	6.6												
鶏の食用部分	0.5	その他					20	4			0.5	6.6												
その他の家禽の食用部分	0.5	海外					20				0.5	6.6												
家禽の卵																								

N,N'-ビス-(4-ニトロフェニル)ウレアとして  
 鶏の食用部分、その他の家禽の筋肉、肝臓、腎臓及び食用部分は、各国の基準値に大きな違いがあることから、現行基準との整合性を踏まえ調整した。





















